

# 独立行政法人家畜改良センターの役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され  
独立行政法人評価委員会による平成20年度の総合評価がA評価であったこと等を踏ま  
え、役員報酬の増減は行わなかった。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長

俸給月額の引き下げ(△0.3%)。  
期末特別手当の支給割合を引き下げ(△0.25月分)。

理事

俸給月額の引き下げ(△0.3%)。  
期末特別手当の支給割合を引き下げ(△0.25月分)。

理事(非常勤)

非常勤役員手当の引き下げ(△0.3%)。

監事

俸給月額の引き下げ(△0.3%)。

監事(非常勤)

非常勤役員手当の引き下げ(△0.3%)。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
理事長	15,761	11,448	4,262	51 (寒冷地手当)			※
理事A	12,868	9,340	3,477	51 (寒冷地手当)			◇
理事B	11,123	8,068	3,004	51 (寒冷地手当)			◇
理事C (非常勤)	818	818	0	0			※
監事A (非常勤)	818	818	0	0			

注1:「寒冷地手当」とは、冬期間における寒冷積雪による暖房用燃料費等、生計費の増嵩する寒冷地  
に在勤する常勤の役員に支給されるものである。

注2:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、  
「\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積もりの範囲内で人件費の管理を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給号俸数や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、6月期・12月期は140/100(特定幹部職員にあっては、6月期170/100、12月期190/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸 納	勤務成績等に応じて5段階(0~8号俸)の昇給を行うこととしている(標準号俸数は4号俸(特定幹部職員にあっては3号俸))。また、職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力および適性が優秀である場合には、年度計画人員の20%を超えない範囲内で、8号俸又は6号俸の昇給をさせることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- (1) 奉給月額の引き下げ(平均△0.2%)  
 (2) 自宅に係る住居手当の廃止(月額2,500円→0円)  
 (3) 期末・勤勉手当の支給割合を引き下げ(△0.35月分)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 756	歳 45.1	千円 5,702	千円 4,253	千円 46	千円 1,449
	人 286	歳 41.8	千円 6,202	千円 4,620	千円 36	千円 1,582
	人 468	歳 47.1	千円 5,396	千円 4,028	千円 52	千円 1,368
	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
任期付職員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技術専門職員」とは、動物飼養管理、飼料生産管理等の専門的業務に従事する職種を示す。

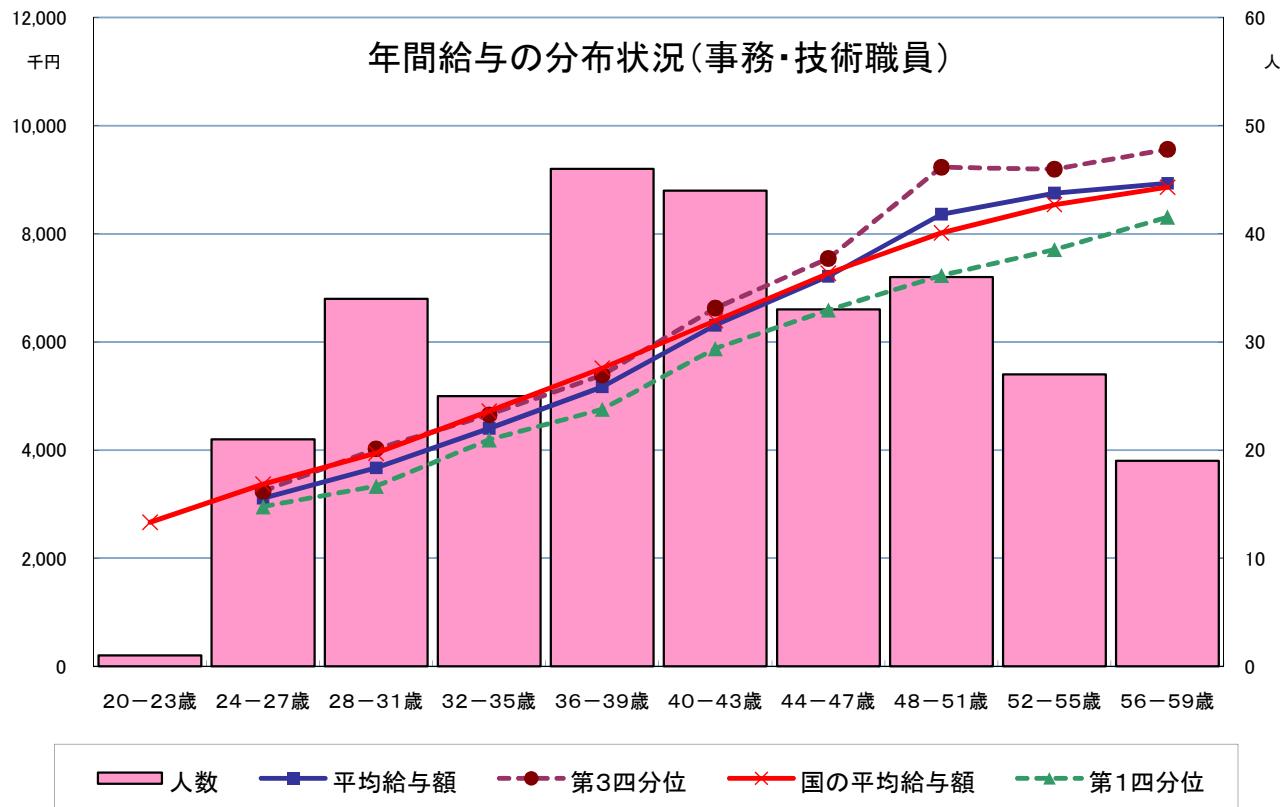
注3:その他医療職種(診療所看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される  
おそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4:任期付職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、  
「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5:在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については対象者がいなかったため表を省略した。

注6:医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)の各職種については、  
対象者がいなかったため表を省略した。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢20~23歳の該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	3	51.5	—	9,846	—	
牧場長	9	52.7	10,656	10,991	11,392	
次長	5	57.5	9,232	9,354	9,563	
課長	53	51.4	8,155	8,658	9,040	
専門役	35	46.5	6,074	6,629	7,223	
課長補佐	20	47.9	6,628	7,039	7,296	
係長	122	37.9	4,451	5,177	5,943	
係員	40	28.9	2,963	3,228	3,348	

注:部長の該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／任期付職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	課長補佐 係長	課長 同相当職
人員 (割合)	人 286	人 21 (7.3%)	人 18 (6.3%)	人 100 (35.0%)	人 59 (20.6%)	人 20 (7.0%)
年齢(最高～最低)	歳 29 ( 23)	歳 35 ( 27)	歳 55 ( 27)	歳 59 ( 36)	歳 57 ( 45)	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円 2,572 ( 1,794)	千円 3,096 ( 2,329)	千円 4,654 ( 2,576)	千円 6,035 ( 3,850)	千円 6,279 ( 4,642)	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 3,333 ( 2,376)	千円 3,988 ( 3,101)	千円 6,258 ( 3,394)	千円 8,096 ( 5,205)	千円 8,514 ( 5,205)	千円 6,433
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 同相当職	部長 牧場長	部長 牧場長	牧場長	
人員 (割合)	人 55 (19.2%)	人 8 (2.8%)	人 4 (1.4%)	人 1 (0.3%)	人	
年齢(最高～最低)	歳 59 ( 37)	歳 57 ( 49)	歳 57 ( 50)	歳	歳	
所定内給与年額(最高～最低)	千円 7,944 ( 4,790)	千円 8,152 ( 6,378)	千円 8,430 ( 7,989)	千円	千円	
年間給与額(最高～最低)	千円 10,318 ( 6,696)	千円 10,996 ( 8,774)	千円 11,560 ( 11,013)	千円	千円	

注:9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(任期付職員)

区分	計	
標準的な職位		係員
人員 (割合)	人 1 (100%)	人 1 (100%)
年齢(最高～最低)	歳 ( )	歳 ( )
所定内給与年額(最高～最低)	千円 ( )	千円 ( )
年間給与額(最高～最低)	千円 ( )	千円 ( )

注:任期付職員における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 65.5	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 34.5	% 36.1
	最高～最低	% 49.6～33.1	% 48.3～29.3	% 45.9～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64	% 68.3	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36	% 31.7	% 33.8
	最高～最低	% 43.7～24.7	% 39.6～28.2	% 37.6～27.7

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.6

対他法人(事務・技術職員)

92.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指標をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指標の状況	対国家公務員 98.6		
	参考	地域勘案 学歴勘案 地域・学歴勘案	106.9 97.3 106.5
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.8% (国からの財政支出額 8,668百万円、支出予算の総額 9,438百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した職員給与規程に基づき支給しているため、国家公務員とほぼ同水準である。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額：なし（平成21年度決算）</p>		
	中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人員費の見積もりの範囲内で人員費の管理を行っている。		

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の286人及び任期付職員欄の1人 計287人  
287人の平均年齢41.8歳、平均年間給与額6,195千円

### III 総人件費について

区分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,022,329	千円 5,184,752	千円 (%) △ 162,423 (△3.1)	千円 (%) 5,022,329 (△4.2)
退職手当支給額 (B)	千円 506,280	千円 472,632	千円 (%) 33,648 (7.1)	千円 (%) 506,280 (79.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 154,005	千円 159,187	千円 (%) △ 5,182 (△3.3)	千円 (%) 154,005 (△3.3)
福利厚生費 (D)	千円 684,909	千円 729,167	千円 (%) △ 44,258 (△6.1)	千円 (%) 684,909 (△7.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,367,523	千円 6,545,739	千円 (%) △ 178,216 (△2.7)	千円 (%) 6,367,523 (△0.87)

注1:本表の「非常勤役職員等給与」と財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」については、本表において、人材派遣費用が含まれているため一致しない。

注2:千円未満の端数処理の関係で各内訳の合計額と最広義人件費は一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支出総額」は、人員削減等により対前年度△3.1%で、「最広義人件費」は「福利厚生費」の減により対前年度△2.7%であった。
- ・「行革推進法」(平成18年法律第47号)、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

##### ①中期目標に示された人件費削減に関する事項

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、平成18年度からの5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

##### ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、平成18年度からの5年間において、国家公務員に準じた5%以上の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

##### ③人件費削減の取り組みの進捗状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,317,225	5,241,731	5,231,079	5,175,145	5,012,041
人件費削減率 (%)		△1.4	△1.6	△2.7	△5.7
人件費削減率(補正值) (%)		△1.4	△2.3	△3.4	△4.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2:「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当者あて通知文書)に基づき、人件費5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員を、平成20年度から当法人が採用したことにより、当該採用職員に係る人件費は当法人の人件費削減措置の対象外となるため、III表の当年度(平成21年度)及び前年度(平成20年度)の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額が異なっている。

注3:注2の旧緑資源機構からの採用職員に係る人件費を削減対象人件費の範囲から除くこととしたことに伴い、平成20年度の「給与、報酬等支給総額」、「人件費削減率」及び「人件費削減率(補正值)」が変更となった。変更内容は以下のとおりである。

	新	旧
給与報酬等支給総額	5,175,145千円	5,184,752千円
人件費削減率	△2.7%	△2.5%
人件費削減率(補正值)	△3.4%	△3.2%

これに伴い、21年度公表の本表(平成20年度分)についても、修正を行っている。

#### IV 法人が必要と認める事項 特になし